

— 葉栗地区まちづくり協議会ニュース —

発行日：平成19年12月28日（金）
 発行者：葉栗地区まちづくり協議会

葉栗地区まちづくり協議会 （第3回役員会）

～田園まちづくり計画（縦覧案）
 を作成しました～



今回の会議
 はこちら



第3回役員会
 ★土地利用計画（案）、特別指定区域（案）作成
 2007年12月21日（金）

案の縦覧
 2008年1月4日（金）～
 2008年1月17日（木）（予定）

第4回役員会
 ★最終案の確認
 2008年2月頃（予定）

まちづくり協議会総会
 ★最終案の承認
 2008年2月頃（予定）

まちづくり協議会設立総会
 2007年9月8日（土）

第1回役員会
 ★スケジュール、これまでの検討内容の整理
 2007年9月8日（土）葉栗公民館

土地活用に関する意向調査（地区住民、関係権利者）
 2007年10月実施

第2回役員会
 ★意向調査結果を受けた田園まちづくり計画案の検討
 2007年11月25日（日）

12月21日（金）葉栗公民館において、葉栗地区まちづくり協議会（第3回役員会）を開催しました。今回の役員会では、主に①まちづくりに関する方針、②土地利用計画（案）と特別指定区域（案）について検討を行い、地区の皆さんへお示しする縦覧用の案が完成しました。

「葉栗地区まちづくり協議会（第3回役員会）開催」
 ～田園まちづくり計画（縦覧案）を作成しました～

全体スケジュール

次に土地利用計画（案）及び特別指定区域（案）の検討の中では、地縁者の住宅区域（集落に通算して10年以上居住する者の住宅が建築できる区域）と新規居住者の住宅区域（誰でも住宅を建築できる区域）については4ページに示されている区

まず、まちづくりに関する方針（2ページ参照）の検討の中では、低層建築物のまちなみを維持するため、建築物の高さは10メートル（住工共存ゾーンについては15メートル）にすることに決定しました。また、まちの防災性・防犯性や生活の利便性の向上を目指して道路中心線からのセットバックをすることを目標と掲げることを見定めました。

②土地利用計画（案）及び特別指定区域（案）について

◆葉栗地区まちづくり協議会 第3回役員会 議事

1. 会長挨拶
2. 議事

域を現段階の案とすることを決定しました。

3. 今後の予定
 年明け1月4日（金）～1月17日（木）の2週間にわたり、葉栗公民館及び市開発審査課にて案の縦覧を行います。1月4日（金）～24日（木）の間、意見書を文書にて葉栗地区まちづくり協議会まで提出することが出来ます。町内会長連絡箱に投函してください。

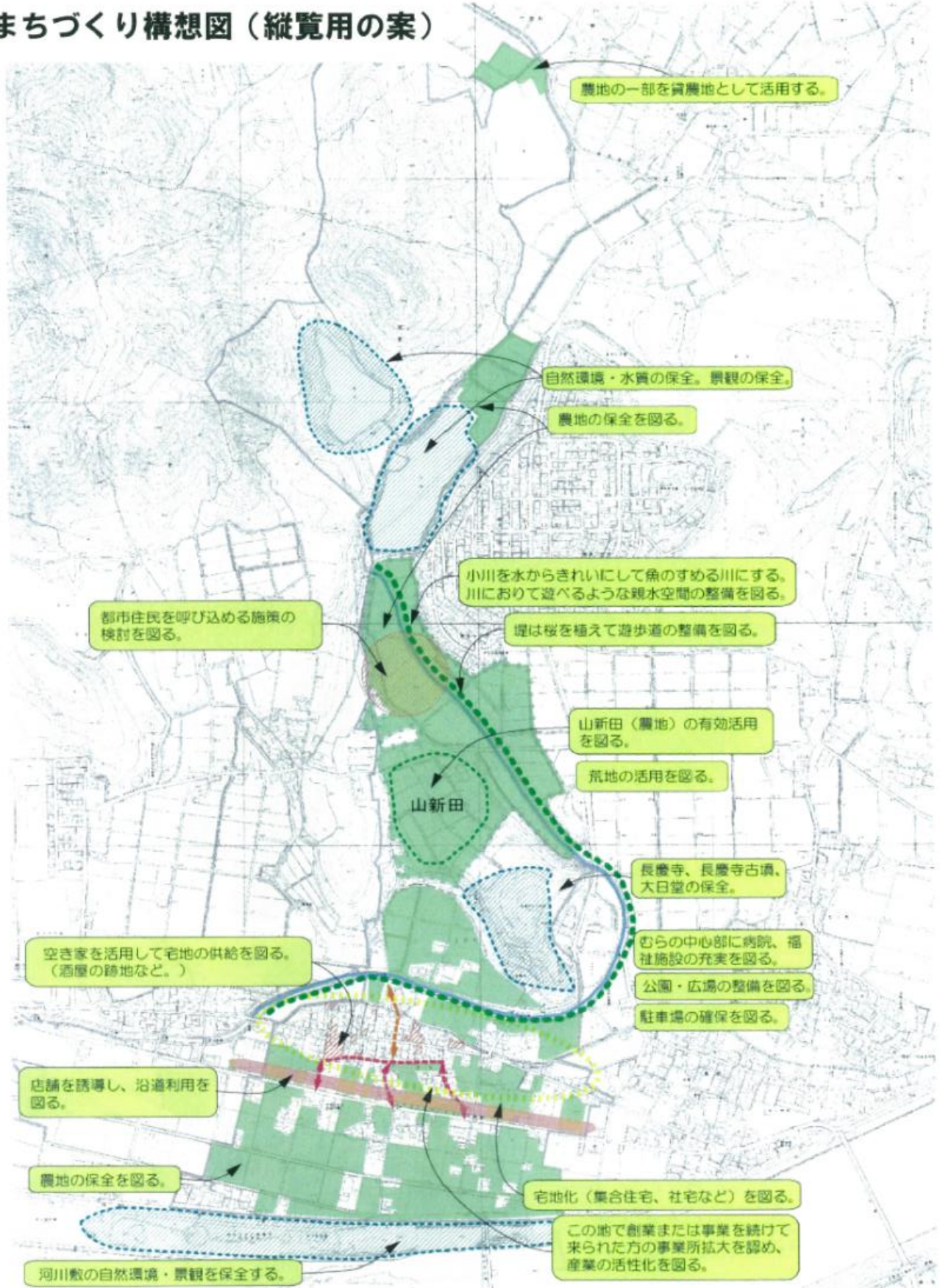
■お問い合わせ
 連絡先

葉栗地区まちづくり協議会

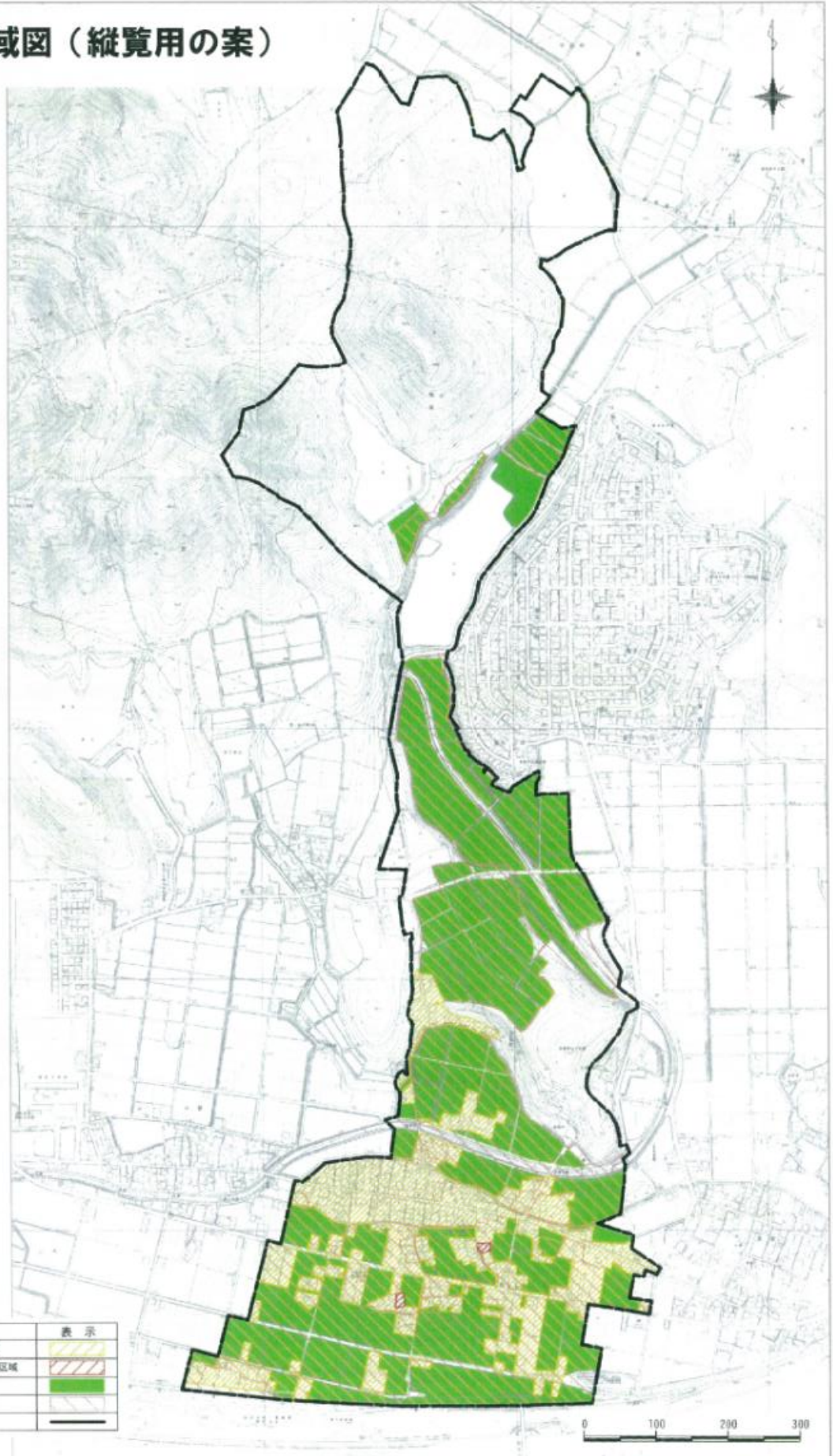
まちづくりに関する方針（縦覧用の案）

【計画の名称】		葉栗地区まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～美しいふるさと くすくり～ 葉栗は、風景はもとより人と人のつながり・人情味が美しい。ここで育った人が帰ってくるようなまち、他の地域の人々が住みたいと思うまちづくりを行う。	
【目標人口】		682人（昭和60年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さについて： 戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。ただし、住工共存ゾーンの建築物については、既存建築物の高さを考慮して、15m以下とする。 汚水対策について：新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁：色相R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。 土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。道路際に塀を設置する場合は、生垣にすることを目標とする。
		3. 公共施設の整備を図る取組み	① 市道の2項道路については、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線。） ② 市道の2項道路で沿道に農用地のあるものは、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の赤紫線。） 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。
		4. その他の施設の整備を図る取組み	公園またはグラウンドの整備を目指す。
	任意で作成	5. 安全安心対策	まちづくり協議会によるパトロールの推進。
		6. 歴史を活かす取組み	まちの歴史や文化に関する本（物語）を作る。 大日堂・長慶寺の保全を図る。
		7. 自然を活かす取組み	小川やため池周辺の清掃を定期的に行う。 雑草地に花を植える。
		8. 地縁者の範囲	小学校区の範囲とする。

まちづくり構想図（縦覧用の案）



特別指定区域図（縦覧用の案）



区分	表示
特別指定区域	地籍上の住宅区域
	新規居住者の住宅区域
農 業 用 地	
土地改良事業区域	
地区界	